

12月3日から9日までは 障害者週間 です

「障害者週間」とは

障がい者福祉への関心と理解を深め、障がいのある方が社会のあらゆる分野に積極的に参加する意欲を高めることを目的に国が定めたものです。
今回は、障がい者の差別解消および虐待防止について紹介します。

障がいのある人もない人もともに生きる長野県づくり条例(障がい者共生条例)について

長野県では、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、生かし合う社会の実現のため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(障がい者共生条例)」を制定しています。

県民の役割

- ・多様な機会を通じて、障がいなどに対する理解を深めるよう努めてください。
- ・県や市町村が実施する障がい者支援の取り組みに協力するよう努めてください。

障がいのある人の役割

- ・自らの障がいの特性や社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝え、障がいなどに対する理解の促進が図られるよう努めてください。

障がいを理由とする差別などに関する相談窓口

障がいのある方や関係者だけでなく事業者の方からの相談もお受けします。

電話 026(235)7101 FAX 026(234)2369

障害者虐待防止法について

「障害者虐待防止法」は、虐待から障がい者の権利や利益を守るための法律です。平成24年に施行され、障がい者に対する虐待の禁止などを定めています。障がいをお持ちの方が安心して暮らせるよう、皆さまで協力して虐待の防止に取り組みましょう。

障がい者虐待とは

■身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、縛りつける、不要な薬を飲ませるなど

■性的虐待

無理やり胸やお尻を触る、裸にする、わいせつな話をするなど(性別は問いません)

■心理的虐待

怒鳴る、ののしる、仲間に入れない、わざと無視をするなどして精神的な苦痛を与えるなど

■放棄・放任(ネグレクト)

十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、病気やケガをしても受診させないなど

■経済的虐待

障がい者本人の年金や資産を渡さない、同意なく勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

虐待を受けた虐待現場を目撃した

これは虐待かも…

役場に通報してください

本人から通報することが難しければ、代わりの人に通報していただいても構いません。通報を受けたら、状況を確認し、対処します。匿名による通報でも受け付けます。通報者や通報内容に関する秘密は固く守られます。

ヘルプマークを付けている人への配慮をお願いします

外見では障がいとわからなくても、援助を必要としている方※が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。マークをつけている人を見かけたら、席をゆずる、困っている場合は声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

※難病や妊娠初期の方など、必ずしも障がいのある方とは限りません。

配付場所 保健福祉課福祉係(役場1階6番窓口) 無料で配付しています。

問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)6522



●(別表)各検診の対象者、料金(自己負担金)

	乳がん検診(マンモグラフィ)	子宮頸がん検診
対象者	40歳以上の女性で、原則今年度偶数年齢になる方	20歳以上の女性で、原則今年度偶数年齢になる方
検診場所・自己負担金(検診受診時に支払い)	【町内】 軽井沢西部総合病院 500円 【町外】 佐久市立国保浅間総合病院 増田医院 ※負担金の違いは委託金額の違いによるものです。	【町内】 軽井沢西部総合病院 【町外】 佐久市立国保浅間総合病院 いまいレディースクリニック 花岡レディースクリニック
	※クーポン対象者は無料	
受診間隔	2年に1回	
検診実施期間	令和6年3月31日まで(休診日を除く) ※年度末(2・3月)になると検診が大変立て込みます。できるだけ早い時期に受診するようにお願いします。 ※医療機関の受け入れ状況によって、希望する日時に受診できない場合もありますのでご了承ください。	
備考	次にあてはまる方は検診の対象ではありません。 専門医にご相談または受診してください。 ・自覚症状のある方(しこり、乳頭分泌、乳頭びらんなど) ・乳房の病気で経過観察中の方 ・乳がんの治療、手術をされた方(片側も含む) ・乳房内に異物が入っている方(ペースメーカー、シリコン、V-Pシャントなど) ・授乳中の方(断乳後1年以内の方) ・妊娠中または妊娠の可能性のある方 ※詳細についてはお問い合わせください。	次にあてはまる方は検診の対象ではありません。 ・生理中の方 ・子宮の病気で治療中、手術をされた方 ・不正出血などの自覚症状がある方 ・性交渉の経験のない方 ※詳細についてはお問い合わせください。

※令和5年度無料クーポン配布事業対象者(集団・個別検診共通)

乳がん検診	令和5年度 40歳になる方(昭和58年4月1日~昭和59年3月31日生まれ)
子宮頸がん検診	令和5年度 30歳になる方(平成5年4月1日~平成6年3月31日生まれ)

該当者には、5月下旬に案内を送付しています。詳細は案内をご覧ください。

「子宮頸がん・乳がん(マンモグラフィ)検診」はお済みですか?

町では、「個別子宮頸がん・乳がん(マンモグラフィ)検診」を実施しています。がんは「早期発見・早期治療」が重要です。ぜひお申し込みください。

対象者・料金

別表をご覧ください。
申込方法 保健福祉課健康推進係まで
お問い合わせ先 保健福祉課健康推進係まで
お問い合わせ先 保健福祉課健康推進係まで

受診に関するお願い

すでに申し込みがお済みで、検診票をお持ちの方は、医療機関に予約をして受診してください。
お問い合わせ先 保健福祉課健康推進係

運動不足解消!!

個別健康実践セミナー参加者募集

家にこもりがちで、体を動かす機会が減っている、体を動かしたいけれど、どう運動しているかわからない...ということはありませんか?
この教室では、皆さまそれぞれの体の状態に合わせた運動方法を理学療法士が1対1でアドバイスします。
皆さまのご参加をお待ちしています。

場所 保健センター(役場1階東玄関側)
対象 全町民
内容 ストレッチ、筋トレ、エクササイズなど
申込締め切り 1月参加希望の方の最終申し込みは、令和6年1月19日(金)まで
持ち物 動きやすい服装、飲み物、バスタオル
申し込み・問い合わせ先 保健福祉課健康推進係

日程 12月(令和6年1月) 平日 午前9時~午後3時
※完全予約制 一人20分程度 ※日にち・時間は予約時に要相談

お問い合わせ先 保健福祉課健康推進係 (32)2554

ひとり親以外の世帯で家計が急変した皆さまへ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

低所得のひとり親以外の子育て世帯で食費等の物価高騰等の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税水準の収入となった世帯(※)を対象に子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。まだ申請の済んでいない方は申請してください。
※令和4年度住民税課税で令和5年度住民税非課税となった方も給付金の対象と

なりますので、お問い合わせください。

詳細は、町公式ホームページ内で検索していただくか、右二次元コードよりご確認ください。



問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (32)6522